令和８年度町会・自治会に対する主な助成金について

～昨年度からの主な変更点～

●夏季（5月1日～10月31日）に実施するイベントの助成金を申請する場合、熱中症対策費用を上限2万円まで実費で補助します
●町会・自治会に所属し、会長から推薦を受けた方の防災士資格取得にかかる費用を全額補助します（各町会・自治会から最大2名まで）

１　町会事務事業助成

種類	補助額		備考
基礎額	1,000 世帯未満	12 万 5 千円	平成23年度から、基礎額を一律10万円アップしました。
	2,000 世帯未満	13 万円	
	2,000 世帯以上	13 万 5 千円	
世帯割	@360 円×世帯数		―

２　町会イベント助成

種類	限度額	補助率	内容
(1) 通常イベント事業	10 万円×2 回	2/3	盆踊り、子供会、餅つき大会等
(2) 大規模イベント事業	20 万円	―	通常イベント事業のうち、事業費が50万円を超える大規模イベントの特例として限度額を20万円に拡大
(3) 次世代育成事業	10 万円×1 回	2/3	先進町会の視察、デジタル化研修等
(4) 熱中症対策事業	通常イベント及び次世代育成事業は2万円、大規模イベント事業は4万円	10/10	・夏季（5月1日～10月31日）に実施するイベントで、上記(1)(2)(3)を申請する場合、熱中症対策費用を上限2万円まで実費で補助 ・対象は、大型扇風機、ミストファン、ネッククーラー、ファンベスト、飲料水など熱中症対策に資するもの全般
(5) 食品を取り扱う、不特定多数の方を対象とする事業	1 施設等につき 2 万 4 千円（5 施設等まで）	10/10	保健所の指導に基づき、必要となるテント類及び給排水設備

※上記(4)(5)は単独では申請できません。(1)(2)(3)とセットで申請していただきます。
※上記(5)を申請する場合、各区民事務所長、荒川地域事務係長まで事前にご相談ください。

【※】この他、東京都の「地域の底力発展事業助成」において、初回のみ補助率 10/10、次年度以降 1/2、限度額 24 万円の助成制度もあります。
（補助対象にならない経費があります。）

【★】「防災・節電活動」、「高齢者等の見守り活動」、「デジタル活用支援」に繋がる事業については、常に補助率 10/10 となります。
（例）防災訓練、節電に関する講習会、高齢者向けサロン、
ＳＮＳによる町会イベント配信、ＳＮＳ使い方教室等の開催等

【★】補助率 1/2 となる事業の場合でも、「地域防災力の強化」かつ「多文化共生社会づくり」に繋がる事業については、助成率 10/10 となります。
（例）防災訓練のチラシを外国語でも作成し、外国人住民に参加を呼びかけ

３　町会法人化助成（認可申請に係る総会開催費、登録免許税相当額、登記費用等）

種類	限度額	補助率	内容
⑴ 一般登記助成	45 万円	1/2	区長の認可を得て法人格を取得することにより、不動産登記等が可能。
⑵ 特例登記	100 万円	1/2	平成２７年の地方自治法改正により創設された特例登記に対する助成制度。

４　町会事務所建設等助成

種類	限度額	補助率	内容
⑴ 建設、増改築、修繕	1000 万円	1/2	・令和元年度から限度額５００万円アップ ・事業費１００万円以上
⑵ 冷暖房設備設置	30 万円	3/10	・事業費３０万円以上
⑶ 福祉関連設備設置	160 万円	4/5	・事業費３０万円以上
⑷ 利子補給制度	60 万円 ※年度あたり	―	・平成２６年度から実施 ・１０年間以内で、最高３００万円まで

※⑴、⑵、⑶を合計した補助限度額は 1000 万円です。
※限度額 1000 万円に達した場合、10 年間は新たな補助を受けることができません。
※既に建替資金を金融機関から借り入れ、返済中の借入金に係る利子についても、申請した年度分から、利子補給の対象となります。
※金融機関とは銀行・信用金庫・信用組合であって、ローン会社は含みません。

5　町会事務所建設等助成（宝くじ助成）

種類	限度額	補助率	内容
⑴ 町会事務所の建設 (新築又は建替え)	1500 万円	3/5	―
⑵ 地域活動用備品の購入または修繕	250 万円	10/10	・事業費 100 万円以上 ・助成事例：印刷機、放送機材、発電機、町会が所有する神輿、山車等

※東京都を経由して(財)自治総合センターに申請しますが、要件を満たしていても必ず助成されるものではありません。

6　防災区民組織運営助成

・【基礎額】4 万円
・【世帯割】@40 円×世帯数（住民登録世帯数）
※危機管理課の事業ですが、地域つなぐ課の町会事務助成事業と併せて交付します。

7　地区町会連合会研修助成（各地区町会連合会に対する助成）

種類	内容
⑴ 宿泊研修助成	・グリーンパール那須までの往復の借上げバス代（補助率 10/10） ・グリーンパール那須宿泊費の半額助成 （宿泊費の助成対象は 1 町会当たり 3 名分とする）
⑵ 日帰り研修助成	・借上げバス代全額（補助率 10/10）
⑶ 町会実務担当者向け研修会への助成について	・地区町会連合会が、次代の町会指導者となる実務担当者を対象とした研修の助成 ・実務担当者向け研修会をきめ細やかに実施するため、借上バス代のほか、講師謝礼や会場使用料等も助成対象 ・限度額 10 万円（補助率 10/10・年1回）

※⑴ ⑵ はどちらか一方のみ

8　町会掲示板修繕助成金（２９年度から令和８年度まで実施予定）

・1基あたり上限 50,000 円　※町会事務事業助成と一緒に交付します。

9　弁護士等への法律相談等にかかる助成金

・町会が抱える法律的な側面を持つ課題や問題点を効果的に解決するため、弁護士等への相談等にかかる費用の一部を助成します。

・町会等の保有する土地及び建物並びに各種の権利に関する弁護士等への法律相談等で、次に掲げる要件を全て満たす場合に、助成の対象とします。

① 町会等の総意に基づく法律相談等であること。

② 町会等の健全な活動の妨げになる事案に係る法律相談等であること。

③ 個人的な紛争に係る法律相談等でないこと。

・限度額　170万円(年1回)

※法律相談にかかる法律相談料や事件着手に際して要する着手金、裁判に至った場合の裁判上・裁判外の手数料など、各々の項目ごとに助成限度額を設け、各々の項目全てにかかる経費の合計額に対して、170万円までを助成上限とします。

１０　デジタル活用促進支援補助金

【目的】

デジタルを活用した情報発信、情報共有に取り組む町会・自治会に対し、SNS やインターネット月額料金等にかかる費用を助成します。 公式 LINE やホームページ等による地域情報の発信、町会活動の共有等、様々な場面でデジタルを活用していくことで、地域活動がさらに充実されることを目的とした助成金です。

【交付要件】

次のどちらかに該当すること。

⑴ 町会等の活動及び地域の情報をウェブサイトまたはSNSで発信している、または予定であること。

⑵ 町会等の活動に供することを目的として、インターネット環境を導入している、または予定であること。

【補助金額】

1町会あたり年間6万円(補助率 10/10)

【対象経費】

公式 LINE やインターネット通信料などの月額使用料、インターネット導入に係る工事費など

１１　その他（地域つなぐ課以外の主な助成制度）

名称	内容	問い合わせ先
⑴ 私道照明灯助成	【私道照明灯維持管理補助金】 ・私道照明灯に係る年間電気料金を補助	土木管理課 管理係(内線 2711)
	【私道照明灯工事助成】 ・私道照明灯工事を区が実施して譲渡	土木管理課 設備係(内線 2736)
⑵ 集団回収支援金	推進団体の集団回収に伴う報奨金・支援金	清掃リサイクル推進課 啓発指導係(内線449)

(3) 防犯カメラ補助制度	①防犯カメラ新設補助制度 ・町会、自治会の負担額は 1/24 (例:1 台 48 万円の防犯カメラを設置した場合、2万円) ※上記の負担割合は令和8年度だけの暫定割合となります。 ②防犯カメラ維持管理補助制度 ・町会、自治会の負担額は 1/6 (例:1台6千円で保守点検した場合、千円)	生活安全課 生活安全係(内線494)
(4) ボウフラ駆除事業	・駆除薬剤 1 個につき 10 円 ・ただし、12,000 円を上限とします。	生活衛生課 環境衛生係(426)
(5) ねずみ駆除事業	・ご協力謝礼として 2,000 円 (薬剤配付実績にかかわらず、回覧板を通した取りまとめに対しての謝礼金) ・駆除薬剤 1 個につき 10 円	生活衛生課 環境衛生係(426)
(6) 防災士資格取得 支援補助金	【助成額】 防災士資格取得助成に係る金額を全額補助 【助成対象】 満 18 歳以上で荒川区内に住んでおり、町会・自治会に所属し、会長から推薦を受けた者 【交付を受けた者の心得と責務】 ・避難所開設・運営訓練に参加し、災害時の避難所運営に協力すること ・町会・自治会が実施する防災訓練や防災イベントへの参加をはじめ、主体的に地域防災力の向上に貢献するよう努めること	危機管理課 防災事業係(418)